

介護予防支援業務が再委託できるパターンについて

平成23年9月20日 各務原市介護保険サービス事業者協議会 居宅介護支援事業部会 説明会資料

	パターン	再委託の可否	備考
①	新規申請で「要支援」 ※はじめて要介護認定をした場合（認定期限切れから改めて要介護認定、他市町村からの転入等の場合を含む）	否	
②	「要介護」→「要支援」	可	要介護時と同じ居宅のみ
③	「要支援」→「要介護」→「要支援」	可	要介護時と同じ居宅のみ
④	「要支援」のまま継続	可	利用者に居宅介護支援事業所の選択の機会を与えること
⑤	夫婦など、同居家族が「要介護」 （新規、継続問わず）	可	
例外	保険者が各務原市のまま、本人が遠方に在住している （住所地特例対象施設に入所、家族が事情で住民票を移さず、など）	可	

※あくまでも、利用者やご家族の意思を尊重すること。

※再委託で可は「できる」という意味を示す。「しなければならない」ではないのでご注意ください。

※上記のパターンに関わらず、すでに委託している場合は、そのまま可とする。